

平成29・30年度実地指導における文書指導事項について

【人員基準】

基準項目	指摘事項
1 従業員の員数	・利用者数36人に対し、介護支援専門員の配置が1人となっており、基準に対し人員配置が過少であった。また、指定居宅介護支援とは別に、利用者数14人の指定介護予防支援について、業務の委託も受けている状況であった。利用者の数が35人又はその端数を増すごとに介護支援専門員1人を配置することを標準として人員体制を整備すること。

【運営基準】

基準項目	指摘事項
1 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	・利用者等の希望に反したサービスを位置付けている事例が見受けられた。居宅サービス計画の原案を作成にあたっては、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討すること。
2 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	・要介護認定の申請中につき介護予防支援事業所と連携して暫定的に居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成された利用者について、サービス担当者会議が開催されないまま指定居宅介護支援が開始されていた。居宅サービス計画の作成にあたっては、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。
3 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針／記録の整備	・利用者が要介護新規申請を行った際に、新規に居宅サービス計画を作成していたが、サービス担当者会議を開催した記録がない事例が認められた。居宅サービス計画を作成した場合は、サービス担当者会議を開催し、検討内容を記録すること。
4 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	・居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性及び整合性がない事例が散見された。特に、次の業務における不作為により、居宅介護支援が適切に提供されている状況とは認められないため、業務を見直すこと。 (1) 利用者に状態変化があったときに、サービス担当者会議が開催されていなかった。 (2) 個別サービス計画が収集できておらず、当該計画の内容を確認した上での必要な調整が行われていなかった。
5 秘密保持等	・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる際、文書により当該家族から同意を得ていなかった。利用者の家族の個人情報を用いる場合は、文書により当該家族の同意を得ること。
6 記録の整備	・居宅サービス計画の作成及び変更にあたり、利用者及びその家族の主訴等は把握されていたが、アセスメント結果の記録として残されていない事例が見受けられた。居宅サービス計画を作成する際は、原則として課題分析標準項目を具備する課題分析を行い、その結果について完結の日から2年間保存すること。個々の利用者の居宅介護支援台帳に、必要な記録を整備するよう改善すること。

基準項目	指摘事項
1 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について、通常の事業の実施地域内の利用者に対し、算定していた。算定要件を満たすか確認した上で、請求すること。
2 入院時情報連携加算(Ⅰ)	・入院時情報連携加算(Ⅰ)について、情報提供を行った内容が分からない事例があった。当該加算は、利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定するため、要件を満たしているか自己点検し、算定要件を満たさない事例については介護報酬の過誤調整を行うこと。
3 退院・退所加算	・退院・退所加算については、利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定するものであるが、当該居宅サービス計画の作成が行われていなかった。退院又は退所に当たり、居宅サービス計画の作成を行っていない事例については、介護報酬の過誤調整を行うこと。
4 退院・退所加算	・退院・退所加算について、病院の職員と面談を行ったことが確認できない事例が認められた。自己点検を行い、算定要件に合致していない事例については介護報酬の過誤調整を行うこと。
5 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、当該加算の算定にあつては、介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合を評価するものであり、業務が単なる情報提供に留まる場合には、当該加算は算定できないものとなるため、自己点検を行い、当該加算の算定に当たらない状況であれば、過誤調整を行うこと。

【運営基準減算関係】

基準項目	指摘事項
1 内容及び 手続の説明 及び同意	<p>・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、②利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない事例が認められた。当該説明等を行っていない場合は、運営基準減算に該当するため、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで介護報酬の過誤調整を行うこと。</p> <p>また、初回加算を算定している場合は、併せて当該加算の過誤調整を行うこと。</p>
2 指定居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	<p>・居宅サービス計画の変更にあたっては、一連の業務を行う必要があるが、アセスメント及びサービス担当者会議を実施していないケースが確認された。居宅サービス計画の変更の際に、アセスメント及びサービス担当者会議を行っていないものについては運営基準減算に該当するため、自己点検を行い、介護報酬の過誤調整を行うこと。</p> <p>・居宅サービス計画(暫定プランを含む)の作成及びその変更にあたっては、一連の業務を行う必要があるが、アセスメントあるいはサービス担当者会議に関する記録がない事例が見受けられた。</p> <p>居宅サービス計画の作成及び変更の際に、当該業務を行っていないものについては運営基準減算に該当するため、自己点検を行い、介護報酬の過誤調整を行うこと。</p>
3 指定居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	<p>・他の居宅介護支援事業所から紹介された利用者の初回の居宅サービス計画の作成にあたり、やむを得ない理由がないにもかかわらず、サービス担当者会議を開催せずサービス担当者への照会のみとしている事例が複数見受けられた。居宅サービス計画の新規作成にあたり、やむを得ない事情がある場合を除いてサービス担当者会議の開催等を行っていない場合には運営基準減算に該当するため、自己点検を行い、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで介護報酬の過誤調整を行うこと。</p>
4 指定居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	<p>・モニタリングについて 9月と10月のモニタリングの記録が確認できない事例が認められた。モニタリングを未実施のものは運営基準減算に該当するため、介護報酬の過誤調整を行うこと。</p> <p>また、運営基準減算の該当月に初回加算を算定している場合は併せて過誤調整を行うこと。</p>
5 指定居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	<p>・要支援から要介護になった利用者の初回月に、モニタリングをしていない事例が確認された。モニタリングが行われていないものについては、運営基準減算に該当するため、介護報酬の過誤調整を行うこと。</p> <p>また、同月は特定事業所加算も算定できないものとなるため、自己点検結果をもとに介護報酬の過誤調整を行うこと。</p>
6 指定居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	<p>・新規に居宅サービス計画を作成した利用者について、初回の居宅介護支援費を請求した月にモニタリングが実施されていなかった。モニタリングの実施にあたり、介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合又はモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り運営基準減算に該当するため、自己点検のうえ介護報酬の過誤調整を行うこと。</p>

※基準条例・・・「福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の略

※留意事項通知・・・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス, 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の略

※報酬告示・・・「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」の略

※大臣基準告示・・・「厚生労働大臣が定める基準」の略